

～事業主の皆さまへ～

＜労働保険料等の免除＞
申請書等の書き方

(平成23年5月)

目 次

	様 式 名	ページ
(リーフレット)	被災された事業主の皆さまへ	1
(リーフレット)	労働保険料等の免除の特例について	3
(様式 1)	労働保険料・一般拠出金 免除申請書 (別紙あり)	5
(様式 1-2)	労働保険料・一般拠出金 免除申請書 (有期事業用)	7
(様式 2)	労働保険料等の免除に係る申立書	9
(様式 3)	労働保険料・一般拠出金 免除対象該当通知書	10
(様式 4)	労働保険料・一般拠出金 免除不該当通知書	11
(様式 5)	労働保険料 免除対象期間終了届 (別紙あり)	12
(様式 6)	労働保険料 免除対象期間終了通知書	14
(様式 13)	労働保険料等 免除額精算書 (別紙あり)	15
(様式 14-1)	労働保険料等 免除額確定通知書 (平成 22 年度分)	21
(様式 14-2)	労働保険料 免除額確定通知書 (平成 23 年度分)	22

被災された事業主の皆さまへ

～労働保険料・一般拠出金の申告手続・納付についてのお知らせ～

このたびの東日本大震災を受け、労働保険料・一般拠出金の申告・納付関係で、次のような特例措置を行っております。

1. 労働保険料等の免除 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災による被害を受け、次の要件を満たす事業主の皆さまに、**要件②に該当していた期間（最大で平成23年3月1日から平成24年2月29日まで）の賃金に関する労働保険料と平成23年度の一般拠出金を免除**いたします。（特別加入者の保険料についても、同様の措置を行います。）

【対象地域】

岩手県、宮城県、福島県の全域、
青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部（詳細裏面）

【要件】

- ①平成23年3月11日に、事業場が対象地域に所在していたこと
- ②東日本大震災の被害により、賃金の支払に著しい支障が生じている等、労働保険料の支払が困難である事情があること

2. 申告・納付期限の延長

次の地域に所在する事業場の事業主の皆さまについては、労働保険料・一般拠出金の申告手続や、納付についての**期限を一律に延長**しています。

【対象地域】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県（H23.5.2時点）

【要件】特にありません（一律に延長）

※延長された後の期限は、今後被災の状況等を踏まえて改めて告示し、お知らせいたします。

※手続が免除されるものではありませんので、特に**申告の手続は、可能な方は通常どおり行っていただきますよう、お願いいたします。**

3. 納付の猶予 ※申告手続と合わせて、申請が必要です

東日本大震災により被害を受け、次の要件を満たす事業の事業主の方々については、労働保険料・一般拠出金の納付を、**最大で1年間猶予**いたします。

【対象地域】すべての地域で申請可能

【要件】事業財産に相当の損失（おおむね20%以上）を受けたこと

※保険料を免除するものではありませんので御留意ください。



詳しいことは、[最寄りの都道府県労働局]又は[最寄りの労働基準監督署]までお尋ねください。

特定被災区域一覧(H23.5.2時点)

[青森県](2市2町)

八戸市、※三沢市、上北郡おいらせ町、※三戸郡階上町

[岩手県]

[宮城県]

[福島県]

全 域

[茨城県](30市7町2村)

水戸市、日立市、土浦市、※古河市、石岡市、※結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、同郡大洗町、同郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、同郡阿見町、同郡河内町、北相馬郡利根町

[栃木県](9市7町)

宇都宮市、※足利市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、芳賀郡益子町、同郡茂木町、同郡市貝町、同郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、同郡那須町、同郡那珂川町

[千葉県](17市6町)

千葉市、※銚子市、※市川市、※船橋市、※松戸市、※成田市、※佐倉市、※東金市、旭市、習志野市、※八千代市、我孫子市、浦安市、※印西市、※富里市、香取市、山武市、※印旛郡酒々井町、※同郡栄町、※香取郡多古町、※同郡東庄町、山武郡九十九里町、※同郡横芝光町

[新潟県](2市1町)

十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

[長野県](1村)

下水内郡栄村

※は災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村以外の市町村です。

労働保険料等の免除の特例について ～免除の要件・申請手続の御案内～

東日本大震災により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

この度の東日本大震災(以下「大震災」といいます。)により被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料の免除を受けることができます。この特例措置について、その詳しい内容(要件、手続きの流れ等)をお知らせいたします。

1 免除の要件

○継続事業の事業主の方

所在地	3月11日に特定被災区域(別途リーフレット参照)に所在していたこと。
震災被害	①～⑤のいずれかの理由により、休業又は事業活動が縮小したこと。 ※ 市町村から交付された「り災証明書」があれば要件を満たします。 ① 大震災により、事業所や生産設備に直接的な被害(損壊等)が生じている。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、水道、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、被害が生じている。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域の設定により、被害が生じている。 ④ 福島第一原子力発電所の事故に伴う食品の出荷制限等による被害が生じている。 ⑤ ①から④に準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。
賃金支払状況	大震災発生前の直近の賃金支払月の労働者一人当たりの賃金額と比べて、 1か月の労働者一人当たりの賃金額が2分の1未満になっていること。 ※ この場合の「賃金額」からは、休業手当は除きますので、雇用調整助成金を受給するなどして休業手当を支払っている事業主の方は御注意ください。 ※ その月の【賃金総額】÷【賃金締切日の労働者数】で算定します。

○有期事業(一括有期事業を含む。)の事業主の方

同一事業主の継続事業(例:建設事業を請け負った建設会社など)が免除の対象であれば、免除の対象となります。

2 免除される保険料等 (※1)

一般保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間(月単位)の賃金に対する保険料(※2)
第1種特別加入保険料 第3種特別加入保険料	最大で平成23年3月1日～平成24年2月29日の期間(月単位)に対する保険料(※2)
一般拠出金	平成23年度の石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金全額

※1 第2種特別加入保険料の免除については、労働局までお問い合わせください。

※2 1か月を単位として判断することになりますので、免除対象期間全てについて免除されるとは限らないことに御留意ください。

免除の申請

～手続きの流れ～

【提出していただくもの】

平成23年度年度更新の際に手続きをお願いします。

※ 有期事業の場合は、免除申請書(様式1-2)と免除対象該当通知書又は①の写しのみ。

①	免除申請書(様式1)	様式1別紙により各月の労働者一人当たりの賃金額を計算していただきます。
②	労働保険料等の免除に係る申立書(様式2)	大震災による被害の状況を記入していただきます。
③	市町村から交付された「り災証明書」	り災証明書がない場合は、②で被害の状況を記入していただきます。
④	①別紙の内容が確認できる書類	賃金台帳、賃金の振込記録等の会計書類、労働者名簿など、①の別紙の内容が確認できる書類の写しを添付してください。 ※ 滅失等により添付できない場合は、労働局まで御相談ください。

要件を満たす
場合

要件を満たさない
場合

免除対象該当通知書をお送りします。

※ 最終的な免除額の精算に必要ですので、
・各月の賃金総額(高年齢労働者の賃金総額)、
・休業手当の総額、賃金締切日の労働者数
を控えておいてください。

免除不該当通知書をお送りします。

※ 納付を猶予する制度もありますので、
保険料の納付が困難な方は労働局ま
で御相談ください。

免除要件に該当しなくなった場合

平成24年2月を過ぎた場合には平成24年度
年度更新の際に手続きをお願いします。

(例)・平成24年2月より前に休業が終了し、賃金水準が回復した場合
・平成24年2月を過ぎた場合(平成24年度年度更新時に御提出ください。)

【提出していただくもの】

- ①免除対象期間終了届(様式5) ※ 内容確認後、免除対象期間終了通知書を送付します。
②免除額精算書(様式13)
精算を行っていただいた上で、労働局で確認を行い、免除額を確定します。

平成24年度年度更新

平成23年度の確定保険料額から、免除額を差し引いた額を納付していただきます。

※ 年度更新手続時に免除額精算書(労働局確認済のもの)を御提出ください。



労働保険料等の免除に関するご質問等がございましたら、都道府県労働局、労働基準監督
署又は労働保険年度更新コールセンター(0120-995-986)にお問い合わせください。
※ コールセンターでの受付は平成23年7月15日までになります。

(様式1)

労働保険料
(~~第1種特別加入保険料~~
~~第3種特別加入保険料~~)
免除申請書
一般拠出金

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

該当しないものがあれば、
「——」を引いてください。

平成23年 7月 5日

事業主	住所又は所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	氏名又は名称	〇〇サービス株式会社
事業	所在地	郵便番号 XXX-X-XXX 〇〇市〇〇X-X-X
	名称	電話番号 XXX - XXX - XXXX 〇〇サービス株式会社
	事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名 代表取締役 〇〇〇〇 (印)	

該当しないものがあれば、
「——」を引いてください。

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)・一般拠出金の免除を、別紙を添えて申請します。

労働保険番号											免除対象該当年月			
府 県		所掌	管 轄(1)		基 幹 番 号						枝番号			平成 23 年 3 月から
X	X	1	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0	0	

別紙右欄により計算した結果、
該当する月を記入してください。



受付印

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: — —	(印)

※記載内容を確認できる書類を添付してください。

例 記録等の会計書類、労働者名簿など

休業手当は労働保険料の算定基礎には含まれますので御留意ください。

(別紙)

	年月	※3 賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 高年齢労働者賃金額 (C)	※6 常時使用労働者 数 (D)	労働者1人当たり 賃金 額 ((A - B) / D)
※1 震災直近月	平成23年2月	4,063,939	0	516,744	15	◎ 270,929
※2 免除対象該当月 1	平成23年3月	2,811,497	1,066,884	413,395	13	134,201
※2 免除対象該当月 2	平成23年4月	2,033,859	725,079	0	10	130,878
※2 免除対象該当月 3	平成23年5月	2,577,327	1,049,187	324,322	12	127,345
※2 免除対象該当月 4	平成23年6月	2,643,887	952,639	388,750	13	130,096
※2 免除対象該当月 5	平成 年 月					

震災発生前直近の賃金支払月について記載してください。

※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。

※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。

※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。

※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働基準法に基づき支払う休業手当について記載すること。

※5 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。

※6 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

◎と比較して2分の1未満であれば免除対象となります。また、1円未満は切り捨ててください。

支払うすべてのもので、税金その

に基づき支払う休業手当について

(様式1-2)

労働保険料
(~~一般保険料~~
~~第1種特別加入保険料~~
~~第3種特別加入保険料~~)
一般拠出金

有期事業の場合は、①この申請書と、②継続事業に係る免除対象該当通知書又は免除申請書の写しのみを提出してください。

免除申請書(有期事業用)

<一括有期>

〇〇 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

平成23年7月5日

該当しないものがあれば、
「——」を引いてください。

同一事業主の継続事業において、既に免除対象通知書を受けていればその写しを、未到(同時に申請する場合など)の場合は免除申請書の写しを添付してください。

事業主	住所又は所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	氏名又は名称	株式会社〇〇エ務店
事業	郵便番号	XXX-XXXX
	所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	電話番号	XXX-XXX-XXXX
	名称	株式会社〇〇エ務店
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名 代表取締役 〇〇〇〇 印		

東日本大震災による被害を受けたことにより、賃金の支払いに支障が生じているなど労働保険料・一般拠出金の支払いが困難であるため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第81条第1項及び第84条の規定に基づく労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)・一般拠出金の免除を、同一事業主の継続事業に係る免除対象該当通知書の写し又は免除申請書の写しを添えて申請します。

(有期事業(一括有期事業を含む。))

労働保険番号										免除対象該当年月				
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号						枝番号					
X	X	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0	平成23年3月から

(同一事業主の継続事業)

労働保険番号										免除対象該当年月				
府県	所掌	管轄(1)	基幹番号						枝番号					
X	X	1	0	1	1	2	3	1	2	3	0	0	0	平成23年3月から

受付印

継続事業と同じ年月(その年月到有期事業が開始していない場合は、有期事業が開始する年月)を記入してください。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印

電話番号: — —

印

有期事業の場合は、①この申請書と、②継続事業に係る免除対象該当通知書又は免除申請書の写しのみを提出してください。

免除申請書 (有期事業用)
 < 单独有期 >

平成23年 7月5日

同一事業主の継続事業において、既に免除対象通知書を受けていればその写しを、未到（同時に申請する場合など）の場合は免除申請書の写しを添付してください。

事業主	住所又は所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	氏名又は称名	株式会社〇〇建設
事業	住所又は所在地	郵便番号 XXX-XXXX 〇〇市〇〇X-X-X
	電話番号	XXX - XXX-XXXX
	名称	株式会社〇〇建設 コーポ△△建設工事
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名		
代表取締役 〇〇 〇〇 (印)		

(有期事業(一括有期事業を含む。))

労働保険番号												免除対象該当年月	
府 県		所掌	管 轄(1)	基 幹 番 号						枝番号			平成23年 4月から
X	X	1	01	8	0	1	2	3	4	0	3	8	

(同一事業主の継続事業)

労働保険番号											免除対象該当年月
府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号						枝番号	平成○年○月○日から	
X X	1	0 1	1	2	3	4	5	6	0 0 0		

継続事業と同じ年月（その年月に有期事業が開始していない場合は、有期事業が開始する年月）を記入してください。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印

労働保険料等の免除に係る申立書

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

平成 23 年 7 月 5 日

事業主	住所又は所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	氏名又は称名	〇〇サービス株式会社
事業	所在地	郵便番号 XXX-XXXX 〇〇市〇〇X-X-X 電話番号 XXX-XXX-XXXX
	名称	〇〇サービス株式会社

当事業は東日本大震災による被害を受けたことについて、以下のとおり申し立てます。

事業主記入欄（1又は2①から⑤の該当する番号に「○」を付してください。また、2⑤に該当する場合は、その理由を下欄に御記入ください。）

被害の状況	1. 事業所が全壊、大規模半壊又は半壊等のため、罹災証明書が交付された。 ※ 罹災証明書の写しを添付してください。 2. 罹災証明書の交付を受けていないが、以下に該当する。 ① 事業所・生産設備等が震災（地震、津波及び地震に伴う火事）により損壊し、休業又は事業活動が縮小した。 ② 事業の実施に必要な電気、ガス、工業用水等の施設の被害や搬入道路の遮断等により、休業又は事業活動が縮小した。 ③ 福島第一原子力発電所の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域又は緊急時避難準備区域に設定された地域に事業所が所在するため、休業又は事業活動が縮小した。 ④ 福島第一原子力発電所の事故により、食品の出荷制限又は摂取制限の影響を直接受け、休業又は事業活動が縮小した。 ⑤ その他①から④までに準じる理由により、事業ができない又は休業せざるを得ない状況になった。
	（震災により取引先の工場が停止したことにより、その工場では生産していない材料（〇〇）を調達できなくなり、休業を余儀なくされたため。）

※ 労働局が確認をする欄ですので、記入しないでください。

労働局確認欄	☐ 事業の所在地は、特定被災地区である。
	☐ 被害状況が次のいずれかに該当する。 ・ 罹災証明書が添付されている。 ・ 上記「被害の状況」の2①～④に該当する。（ ・ 上記「被害の状況」の2⑤に該当する。（事業が東日本大震災による被害を受けた場合であって、その被害の状況を総合的に勘案し、不可避免的に休業又は事業活動の縮小を余儀なくされたと認められる。）

平成23年 8月 1日

〇〇サービス株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）・
一般拠出金 免除対象該当通知書

平成23年 7月 5日付で申請のあった労働保険料等の免除については、労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）は平成23年 3月から免除対象期間が開始し、一般拠出金は平成23年度分全額が免除の対象となったことを通知します。

ただし、最終的な労働保険料の免除対象期間は平成23年度確定保険料の申告と併せて決定することとなり、最長で平成24年2月までとなります。

（注1）平成24年2月までの間に免除該当理由が消滅したときは、労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）免除対象期間終了届を提出してください。

（注2）労災保険の特別保険料の対象となっている事業主の方は、労働保険料の免除対象期間については、当該特別保険料も併せて免除されることとなります。

（注3）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、平成24年2月までの各月の賃金総額、休業手当額、高年齢労働者賃金額、常時使用労働者数を控えておくようお願いします。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成23年8月1日

〇〇サービス株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官

労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）・
一般拠出金・免除不該当通知書

平成23年7月5日付で申請のあった労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）及び一般拠出金の免除については、
下記の理由により要件に該当せず、免除不該当となったことを通知します。

記

1. 事業の所在地が特定被災区域外であった。

② 労働保険料又は一般拠出金の支払が困難である事情について、免除の対象
となる水準に達しなかった。

3. その他

- | |
|---|
| <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。</p> <p>2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。</p> <p>3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。</p> |
|---|

労働保険料
 (一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)

免除対象期間終了届

〇〇 労働局長 殿

平成23年 12月 18日

該当しないものがあれば、
「——」を引いてください。

事業主	住所又は所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	氏名又は名称	株式会社〇〇建設
事業	郵便番号	XXX-XXXX
	所在地	〇〇市〇〇X-X-X
	電話番号	XXX - XXX - XXXX
	名称	株式会社〇〇建設
事業主氏名(法人のときはその名称及び代表者の氏名)記名押印又は署名		
代表取締役 〇〇 〇〇 印		

労働保険料(一般保険料、第1種特別加入保険料、第3種特別加入保険料)の免除につきましては、要件に該当しなくなりましたので届け出ます。

労働保険番号											免除対象該当年月
府 県	所 掌	管 轄(1)	基 幹 番 号						枝 番 号		平成23年 3月 から
X X	1	0 1	1	2	3	4	5	6	0 0	0	

免除対象該当通知書に記載された年月を記入してください。



受付印

社会保険労務士の提出代行者印

電話番号:

— —

印

(別紙)免除対象となっている有期事業

同一事業主で他の有期事業が免除の対象になっている場合は、併せてご記入・ご提出ください。

事業の名称											株式会社〇〇建設 ユーボ△△建設工事										
労働保険番号															免除対象該当年月						
府 県		所 掌		管 轄(1)		基 幹 番 号					枝 番 号			平成23年 4 月から							
X	X	1	0	1	8	0	1	2	3	4	0	3	8								

事業の名称											株式会社〇〇建設 △△マンション建設工事										
労働保険番号															免除対象該当年月						
府 県		所 掌		管 轄(1)		基 幹 番 号					枝 番 号			平成23年 7 月から							
X	X	1	0	1	8	0	1	2	3	4	0	3	9								

事業の名称																					
労働保険番号															免除対象該当年月						
府 県		所 掌		管 轄(1)		基 幹 番 号					枝 番 号			平成 年 月から							

事業の名称																					
労働保険番号															免除対象該当年月						
府 県		所 掌		管 轄(1)		基 幹 番 号					枝 番 号			平成 年 月から							

平成 24 年 1 月 10 日

〇〇サービス株式会社 殿

〇〇労働局長

労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）
免除対象期間終了通知書

平成 23 年 12 月 18 日付で提出のあった労働保険料（一般保険料・~~第1種特別加入保険料~~・~~第3種特別加入保険料~~）免除対象期間終了届により、平成 年 月をもって免除対象期間が終了したことを通知します。

（注）最終的な免除額は、確定保険料の申告と併せて精算の上、決定することとなりますので、免除対象期間全てについて免除されない場合もありますので御留意ください。

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- 2 この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- 3 ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。

精算の対象となる年度を記入してください。

平成24年 7月 6日

労働保険料

一般保険料
第1種特別加入保険料
第3種特別加入保険料

等免除額精算書(平成23年度分)

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

該当しないものがある
ば、「——」を引い
てください。

要件を満たさない月は
記入しないでください。

府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号					
X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0	0	7
労働保険番号												
事業名称 ○〇物産株式会社												
事業主名 代表取締役 ○〇 ○〇 印												
電話番号 X X X (X X X) X X X X												

平成23年度労働保険料(一般保険料)については、免除額を精算したところ、以下のとおりですので、精算書を提出します。また、第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料、有期事業の労働保険料、平成23年度の一般拠出金の免除額については、別紙のとおりです。

	年月	※3 賃金総額 (A)	※4 休業手当額 (B)	※5 雇用保険法適用者 分賃金総額 (C)	※6 高年齢労働者 賃金総額 (D)	※7 常時使用労働者数 (E)	労働者1人当たり 賃金額 ((A-B)/E)
※1 震災直近月	平成23年2月	4,063,939	0	3,855,679	516,744	15	270,929
※2 免除対象該当月 1	平成23年4月	2,033,859	725,079	2,033,859	0	10	130,878
免除対象該当月 2	平成23年5月	2,577,327	1,049,187	2,577,327	324,322	12	127,345
免除対象該当月 3	平成23年6月	2,643,887	952,639	2,643,887	388,750	13	130,096
免除対象該当月 4	平成23年7月	2,676,222	955,750	2,676,222	340,282	13	132,344
免除対象該当月 5	平成23年8月	2,736,991	989,804	2,736,991	348,008	13	134,399
免除対象該当月 6	平成23年11月	2,943,010	916,765	2,766,429	355,032	15	135,083
免除対象該当月 7	平成23年12月	2,915,502	907,687	2,740,572	351,534	15	133,854
免除対象該当月 8	平成24年1月	2,938,473	911,508	2,762,165	354,455	15	135,131
免除対象該当月 9	平成24年2月	3,048,759	905,569	2,896,321	356,886	16	133,949
免除対象該当月 10	平成 年 月						
免除対象該当月 11	平成 年 月						
免除対象該当月 計	<免除対象月数> (計A) 9 か月	24,514,030		(計C) 23,833,773	(計D) 2,819,269		

千円未満は切り捨て
てください。

(計A) 一般保険料の免除額 24,514 (千円) × (労災保険料率) 1000分の4 + (計C) 23,833 (千円) - (計D) 2,819 (千円) × (雇用保険料率) 1000分の15.5 = (一般保険料の免除額) 423,773 (円)

年度更新申告書に印字している率を記入してください。

(裏面)

(記載に当たっての注意事項)

- ※1 東日本大震災発生前直近の賃金支払対象月について記載すること。
- ※2 免除の要件に該当する月それぞれについて記載すること。
- ※3 賃金、給与、各種手当(通勤手当等)、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うすべてのもので、税金その他社会保険料等を控除する前の支払総額を記載すること。
- ※4 労働基準法(昭和22年法律第49号)第26条に基づき支払う休業手当又は労働協約、就業規則若しくは労働契約に基づき支払う休業手当について記載すること。
- ※5 常用労働者、パート、アルバイト、役員で雇用保険の資格のある人に対して支払った賃金額(日雇労働被保険者に支払った賃金額を含む。)の総額を記載すること。
- ※6 保険年度初日(4月1日)において、満64歳以上の高年齢者の賃金額の総額を記載すること。
- ※7 各月末(賃金締切日がある場合には月末直前の賃金締切日)における使用労働者数を記入すること。

社会保険労務士の提出代行者氏名・印	
電話番号: — —	印

該当しないものがあれば、
「——」を引いてください。

「免除対象該当月」のうち特別加入
期間に係る月数を記入してください。

〔第 1 種〕
〔第 3 種〕

特別加入保険料免除額精算書(平成 23 年度分)

平成 22 年度分として使用する場
合は、平成 23 年 4 月以降全てに
「——」を引いてください。

1 円未満は切り上げてください。

		府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号						
		X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0	0	0	7
免除対象該当月 ※該当しない月に「——」を引いてください。															
平成 23 年		3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月				
平成 24 年		1 月	2 月												
整理 番号	特別加入者 氏 名	給付基礎 日 額 (A)	当該保険料算定期間 における特別加入期間	免除対象該当 期間における 特別加入月数 (B)	1 月分の保険料 算定基礎額 (C) (A) × 365 ÷ 12	免除額算定 基 礎 額 (B) × (C)									
1	〇〇〇〇	16,000 円	~ 年 全 月 日	9 か月	486,667 円	4,380,003 円									
2	〇〇〇〇	10,000 円	23 年 4 月 1 日 ~ 23 年 10 月 31 日	5 か月	304,167 円	1,520,835 円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
		円	~ 年 月 日	か月	円	円									
計	2 人					(B) × (C) 計 5,900,838 円									

精算の対象となる年度における特別
加入期間を記入してください。平成
23 年度全期間が加入期間の場合は、
「全」と書いてください。

(B) × (C) 計

保険料率

1000 分の

〔第 1 種〕
〔第 3 種〕 特別加入保険料の免除額

5,900

千円

×

4

=

23,600

円

千円未満は切り捨ててください。

該当しないものがあれば、「——」を引いてください。

労働保険料免除額精算書(単独有期事業用)

該当しない月に「——」を引いてください。

同一事業主・継続事業の
労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
XX	1	01	234234	000

免除対象該当月 ※該当しない月には「——」を引いてください。

平成23年	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	1月	2月								

賃金で算定している場合は記入する必要はありません。

事業の名称	〇〇高等学校改築及び改修工事									
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		
	XX	1	01	81	23	45	17	1	7	1
事業の期間	21年1月から23年12月まで(36か月(A))									
	うち免除対象該当期間 10か月(B)									

請負金額	2789,850,000 円	×	労務費率 21/100	=	賃金総額(C) 585,868 円				
賃金総額(C)	585,868 千円	÷	(A) 36 か月	×	(B) 10 か月	×	保険料率 15/1000	=	免除額 2,441,117 円

千円未満は切り捨ててください。

1円未満は切り上げてください。

事業の名称										
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		
事業の期間	年 月から 年 月まで(か月(A))									
	うち免除対象該当期間 か月(B)									

請負金額		×	労務費率 /100	=	賃金総額(C) 円				
賃金総額(C)	千円	÷	(A) か月	×	(B) か月	×	保険料率 /1000	=	免除額 円

事業の名称										
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		
事業の期間	年 月から 年 月まで(か月(A))									
	うち免除対象該当期間 か月(B)									

請負金額		×	労務費率 /100	=	賃金総額(C) 円				
賃金総額(C)	千円	÷	(A) か月	×	(B) か月	×	保険料率 /1000	=	免除額 円

労働保険料免除額精算書(一括有期事業用)(平成23年度分)

賃金で算定する場合は記入する必要はありません。

平成22年度分として使用する場合は、平成23年4月以降全てに「—」を引いてください。

同一事業主・継続事業の
労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
X	X	1	01123123	000

免除対象該当月 ※該当しない月には「—」を引いてください。

平成23年 ~~3月~~ 4月 5月 6月 7月 ~~8月~~ ~~9月~~ 10月 11月 12月

平成24年 1月 2月

労働保険番号

府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
X	X	1	01600101000	000

千円未満は切り捨ててください。

1円未満は切り上げてください。

事業の名称	事業の期間 (A)	うち免除対象該当月 (B)	請負金額(C)	労務費率 (D)	賃金総額(E) (C×D)	免除額算定基礎額(F) (E×(B/A))	保険料率 (G)	免除額(F×G)
小林ハイ 新築工事	21年5月 ~ 23年8月 28 か月	4 か月	51,700,000 円	21 /100	10,857 千円	1,551 千円	13 /1000	20,163 円
斎藤邸 新築工事	23年4月 ~ 23年12月 9 か月	7 か月	43,400,000 円	21 /100	9,114 千円	7,088 千円	13 /1000	92,144 円
渡辺邸 内装工事	22年12月 ~ 23年5月 6 か月	2 か月	9,350,000 円	22 /100	2,057 千円	685 千円	14 /1000	9,590 円
市営住宅 内装工事	23年7月 ~ 23年11月 5 か月	3 か月	5,250,000 円	22 /100	1,155 千円	693 千円	14 /1000	9,702 円
安藤邸 内装工事	23年11月 ~ 24年3月 5 か月	4 か月	円	/100	965 千円	772 千円	14 /1000	10,808 円
合計								142,407 円

一般拠出金免除額精算書

平成23年度年度更新申告書に記入した賃金総額を記入してください。

府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
X	X	3	0	1	9	3	0	0	1	0
労働保険番号			0	0	7					

<継続事業>

賃金総額

61,563 千円

×

一般拠出金率

1000分の

0.05

=

免除額

3,078

円

<有期事業(一括有期事業を含む。)>

事業の名称										
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		

賃金総額

千円

×

一般拠出金率

1000分の

0.05

=

免除額

円

事業の名称										
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		

賃金総額

千円

×

一般拠出金率

1000分の

0.05

=

免除額

円

事業の名称										
労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号		

賃金総額

千円

×

一般拠出金率

1000分の

0.05

=

免除額

円

平成23年8月1日

〇〇物産株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）
等 免除額確定通知書（平成22年度分）

平成23年7月5日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第1種特別加入保険料・第3種特別加入保険料）等免除額精算書（平成22年度分）により、平成22年度分労働保険料及び平成23年度の一般拠出金における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号	X	X	3	01930010007	
一般保険料	48,413 円				
第1種特別加入保険料	3,160 円				
第3種特別加入保険料	円				
一般拠出金	140 円				

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一般保険料	円				
第1種特別加入保険料	円				
第3種特別加入保険料	円				
一般拠出金	円				

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます（決定があった日から1年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（判決があった日から1年を経過した場合を除きます。）。

平成 24 年 8 月 9 日

〇〇物産株式会社 殿

〇〇労働局
労働保険特別会計歳入徴収官労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・~~第 3 種特別加入保険料~~）
免除額確定通知書（平成 23 年度分）

平成 24 年 7 月 6 日付けで提出のあった労働保険料（一般保険料・第 1 種特別加入保険料・~~第 3 種特別加入保険料~~）等免除額精算書（平成 23 年度分）により、平成 23 年度分労働保険料等における免除額が、下記のとおり確定しましたので通知します。

記

＜継続事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号	X	X	3	01930010007	
一般保険料	423,773 円				
第 1 種特別加入保険料	23,600 円				
第 3 種特別加入保険料	円				

＜有期事業＞	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号
労働保険番号					
一般保険料	円				
第 1 種特別加入保険料	円				
第 3 種特別加入保険料	円				

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- この決定に対する取消訴訟は、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（決定があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。
- ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、決定の取消訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければなりません（裁決があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。